新型コロナウイルス感染予防対策支援事業（拡充）　Ｑ＆Ａ　　商工・港湾振興課　令和２年10月5日

項目	No.	Q	A
制度概要	1	補助対象施設は	八代内において、日本標準産業分類の大分類での鉱業，採石業，砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業，郵便業、卸売業，小売業、金融業，保険業、不動産業，物品賃貸業、学術研究，専門・技術サービス業、宿泊業，飲食サービス業、生活関連サービス業，娯楽業、教育，学習支援業、医療，福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）の業種で事業に供する施設等。※ただし、次の施設は対象施設等外とする。 ・暴力団又は暴力団員等に該当する者が営む施設。 ・特定の風俗営業事業者が営む施設 ・主に住宅に供する施設
	2	交付額は	施設等１件につき、対策した費用の4分3相当額の補助を行います。ただし、最大10万円を上限とします。
	3	旧制度と新制度は主に何が異なるのか	（旧）　→　（新） 補助金上限額　：5万円　→　10万円 補　　助　　率：８０％　→　７５％ 対　象　業　種：上記１のとおり業種を拡充した
	4	申請は急いで申請した方がいいのか	申請期限まじかに申請するのでなく、早く目に対策を施し、早めの申請をお願いします。
	5	補助対象経費は	①サーキュレーター、空気清浄機、加湿器、つい立、パーテーション、ビニールカーテンなどの購入・設置、非接触型検温器、フェイスシールド、マスク、手指消毒液の購入など ②換気機能付きエアコンの設置、換気扇及び窓の改修工事費など ①については、令和2年10月1日以降に対策を実施し、それに要した費用（※対象経費に消費税は含みません。） ②については、令和2年1月1日以降に新型コロナウイルス感染症の予防対策として要した費用（※対象経費に消費税は含みません。）
	6	申請に必要な書類	●支援金支給申請書兼請求書、 ●対策に要した費用の領収書（コピー可） ●事業の許 認 可書 ・ 開設 届 出 書 等 のコピー ない場合は、店舗の分かる写真） ●対策を行った写真 ● 補助 金の振込先通帳のコピー 通帳の表紙及び表紙裏面のフリガナで口座名義人及び口座番号が書かれている箇所 ● その他必要と認める書類

新型コロナウイルス感染予防対策支援事業（拡充）　Ｑ＆Ａ　　商工・港湾振興課　令和２年10月5日

項目	No.	Q	A
申請関係	1	申請期限及び申請方法	令和３年１ 月３１日 消印有効　特定記録郵便などで受付
	2	対象外のものを一緒に購入していた場合、申請はどのように行うのか。	レシートや内訳書などに購入したものの金額や内容が分かるものを提出をお願いします。
	3	会社で対策を行ったが、個人のクレジットカードで決済を行ったものは対象となるか。	購入者が会社従業員等か確認ができる資料(職員名簿等)の提出をお願いします。
	4	前の制度で補助金を受給しているが、新制度に申請できるのか	申請できます。ただし、備品や消耗品の購入は令和2年10月1日以降に購入したものに限ります。換気扇などの改修工事は、令和２年1月1日以降に施した費用が申請できます。
	5	申請先	〒866-8601 八代市松江城町 1-25 八代市商工・港湾振興課予防対策支援補助金 係宛
	6	市内に３店舗、対象業種となる事業所を持っているがどれも対象となるか。	対象になります。それぞれの店舗ごとに申請書の作成と必要書類の提出をお願いします。
	7	複数店舗分をまとめて申請してよいか。	施設毎に申請が必要なため、１施設毎に申請をお願います。
	8	事業所は市内にあるが、市外の本店で一括購入を行ったものの費用は申請できるか。	市内事業所で利用（対策）している物については、申請できます。その際、領収書等の写しと購入したものの内訳が分かる書類、また、市内の事業所で利用（対策）している写真の提出をお願いします
	9	農林漁協者は対象になるか	対象にはなりません。農林漁業者の方は、国の制度での経営継続補助金の支援制をご利用ください。お問い合わせは、ＪＡの会員の方は、35-4081（ＪＡやつしろ　営農企画・支援課）、ＪＡの会員でない方は、33－4117（市農林水産政策課）へお問い合わせください。
	10	主たる業種は農業であるが、野菜などを物産館等で委託販売を行っている場合、小売業として対象になるか。	自身の商品を物産館などに預け販売している形態は、小売業とはみなさない場合があります。小売りとは、個人用又は家庭用消費のために商品を販売するものとされ、原則、自身が小売業を行っている形態をさします。
	11	自宅で事業を営んでいる場合は対象になるか	出入り口や敷地に事務所の看板などが設置してあり、営業を行っている事業所は対象になります。申請の際は、看板の写真や、事業を営んでいる様子がわかるの写真をご提出ください。
	12	インターネットでの購入も対象となるか。	対象となります。領収書のご提出をお願いします。
	13	インターネットで購入し、領収書がない場合何を提出すればよいのか。	支払い証明など取引状況が分かる資料のご提出をお願いします。
	14	学校のクラブは対象になるか。	対象となりません。社会体育のクラブ等は対象になる場合がありますので、事前にご連絡ください。

項目	No.	Q	A
申請関係	15	専修学校で予防対策のものを購入したが対象となるか。	対象となります
	16	八代市以外での施設は対象となるか。	本市に事業所を有する事業者が対象のため、対象にはなりません。
	17	レシートのコピーは必ず必要か。	必ずではありませんが、領収書の明細が不明な場合は必要になります。
	18	購入の際、レシートに値引きがあった場合はどう計算するのか。	税抜き価格から値引き額を差し引いて計算してください。また、対象経費以外と一緒に購入した場合は、割引き額を按分して計算してください。
	19	領収書のコピーは必ず必要か。	必要です。ない場合は、何を支払ったかわかる資料をご提出してください。
	20	申請内容を書き間違えた場合、修正テープの上から書き直していいのか。	記入内容に誤りがあった場合は、修正印を押印いただき修正いただくか、新たな用紙に再度記入してください。
	21	換気扇の改修工事を令和2年6月に実施したが、補助対象期間なるか	備品、消耗品の購入費についての補助対象開始日は、令和2年10月1日であるが、改修工事費についての補助対象開始日は、令和2年1月1日からであるため、対象になります。
	22	同じ敷地に複数の施設を有する場合、施設毎に申請できるのか	敷地を一施設と捉えるため、複数の申請はできません。ただし、会社（所有者）が異なる場合などはその限りでない。
	23	申請書の内訳書の書き方はどのように記載すればいいのか	○経費の項目は、購入（改修）した商品（内容）毎を記載 ○購入日は、購入した年月日を記載 ○金額は、税込みの金額、消費税、税抜きの金額を記載 ○補助対象経費の合計額【Ａ】は、税抜きの金額の剛毅額を記載 ○補助金額の算出【Ｂ】は、【Ａ】×0.75（千円未満切捨て円）若しくは10万円のいずれか低い方を記載 ※内訳が不明な場合は再度提出を求めることがあります
	24	一店舗（施設等）の申請は、補助金額の１０万円に達するまで何度でも申請してよいのか。	できません。一店舗（施設等）の申請・交付は、１回限りとなります。

新型コロナウイルス感染予防対策支援事業（拡充）　Ｑ＆Ａ　　商工・港湾振興課　令和２年10月5日

項目	No.	Q	A
対象品	1	壁に換気用の換気扇を設置したが対象になるか。	対象となります。３密の一つである「密閉」を緩和する換気扇の設置は、有効な予防対策である。設置前と設置後の写真を添付してください。
	2	改修工事はどのようなものが対象になるのか	換気機能付きエアコンの設置、換気扇及び窓の改修工事費などを想定しています。通常のエアコンは対象外になりますので、事前にご相談ください。
	3	エアコンを設置したが補助対象になるか	エアコンは空気換気等の機能が付いた機種の設置費が対象になります。通常のエアコンは補助対象になりません。購入の際は、事前にご相談ください。
	4	空気換気機能付きエアコンであることを証明するには何が必要か	空気換気機能付きなど記載された資料など添付してください
	5	空気給気機能付きエアコンや空気清浄機付きエアコンは対象になるか	対象になります。
	6	工賃や工事手数料などの役務費は対象になるのか	対象になります。
	7	既存のエアコンを空気換気機能付きエアコンに改修した際、エアコン撤去費用は対象経費になるのか	補助対象機種の設置に伴う既存のエアコンの撤去費用は補助対象になります。
	8	マスクの材料を購入後、マスクをつくって予防対策を行ったが対象となるか。	作成された材料の領収書、作成されたマスクの写真等資料の提出をお願いします。
	9	つい立の材料を購入後、つい立をつくって予防対策を行ったが対象となるか。	作成された材料の領収書、作成されたつい立を店内で使用している写真の提出をお願いします。
	10	換気扇の清掃やメンテナンスの費用は対象となるか。	対象にはなりません。
	11	マスク５０枚入りで購入し、残り10枚しかない場合、写真はどうしたらよいか。	写真を撮影後、その旨を記載し、ご提出ください。
	12	便座ふき取りシートは対象となるか。	通常の清掃道具、エチケット用品のため対象となりません。
	13	送料は対象経費に入るのか。	なりません。
	14	ポイント等を利用して購入したものは対象経費になりますか。	商品券、クーポン、ポイント等で支払った分は対象になりません。現金又はカードで実際に支払った消費税を除いた額を対象とします。
	15	通常の体温計は対象となるか。	体温計は通常の体調管理でも必要なため、非接触型の体温計しか対象になりません。